

## 社会福祉法人妻有福祉会定款施行細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人妻有福祉会（以下「法人」という。）定款第43条の規定により、法人の管理運営の細部について必要な事項を定めることを目的とする。

(理事長専決)

第2条 定款第26条に定める理事長が専決できる日常の業務は、次の業務とする。ただし、次の業務について、理事長個人が特別の利害関係を有する場合には、理事会において選任する他の理事が専決する。

- (1) 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- (5) 工事又は製造の請負、食料品・物品等の買入等について、1件の予算執行額が1,000万円未満の契約を締結すること。ただし、別の規程の定めるところにより、この業務を職員等に委任することができる。
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得および改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品または修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却または廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- (10) 入所者の預り金の日常の管理に関すること
- (11) 寄附金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- (12) 組織図、要項、要領、内規、指針、消防計画の改廃に関すること。

2 前項各号の理事会への報告について、当該事項が日常の経常的業務等として処理するものについては、理事長の判断においてこれを行わないことができる。

(理事会の招集)

第3条 定款第27条第2項に規定する場合には、各理事に先んじて業務執行理事が理事会を招集する。

2 理事長、業務執行理事ともに欠けたとき又は事故があるときは、理事の生年月日の順により理事会を招集する。

3 前2項の規定にかかわらず、いずれの理事も理事会の招集を請求することができる。

(施設長の読み替え)

第4条 社会福祉法人妻有福祉会定款第24条第2項で定める施設長は、社会福祉法人妻有福祉会の定める規程、規則、細則、要綱、内規等で使用する「園長」および「センター長」の名称に読み替えたものとする。

附 則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、議決の日(平成25年7月18日)から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、議決の日(令和3年12月16日)から施行する。

附 則

この細則は、議決の日(令和5年3月27日)から施行する。

附 則

この細則は、議決の日(令和5年6月7日)から施行する。